



学会トピックス

第 34 号

平成27年11月01日

Mail & Fax

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

カラーリング剤健康被害を告発。薬事改正施行で消費者庁が本気度をアピール！



化粧品業界に警鐘！適法な商品でも健康被害は見逃さない！

薬事改正施行を機に関連業界に警鐘を鳴らした。法を順守していても消費者への健康被害には適切に対処するということを明確にした形だ。エステ業界には所轄官庁は存在しないのですべての健康被害は関連法での摘発、処罰だ。光系脱毛やピーリングなどの違法だがグレーな施術は被害届が提出され初めて処罰対象であったが薬事を厳正に適用すればこのようなグレーな施術は直接摘発されることもあり得る。

広告表現には充分注意を！！

薬事の直接介入、立入検査が実施されればサロンは即営業停止も。十分注意しよう！

美容医療も来年から特商法適用へ！



健康被害や医師の名義貸しトラブル多発！

「医師による美容医療行為にも特商法が来年から適用に！医師提携サロンは要注意」

「美容クリニック」はもちろん「医師の名義貸し」や「提携美容エステクリニック」すべてが適用になります。近年の美容クリニックのエステ美容進出に伴い消費者トラブルが続発！特商法適用外だった事もあり「消費者保護」の観点から「医師会の承諾を得て」適法化にこぎつけた。これで医師との提携があるから安心安全とは言えなくなる時代に突入した形だ。「消費者保護」が何よりも優先することが名実ともに実行に移された。美容クリニックも特商法に則った契約手続きが義務付けられる。

学会員ならエステ傷害保険[ピーリング・光脱毛]もOK!



転ばぬ先の「エステ保険」

今までのエステ保険では免責に該当する「光脱毛」「ピーリング」も日本エステティック学会会員ならこの**2施術を保険対応**できるようになります。転ばぬ先の杖をしっかり持って日頃から安心して施術に進進できます。専任弁護士・ドクターも対応可能です。適切な初期対応とエステ専用保険があれば万が一の時にも先生のご対応負担が大きく軽減できます。詳しい条件等は学会事務局までお問合せください。(担当 マスモト)

もしもの時に保険があれば・・・

※加入には別途指定条件(学会員・認定有資格者等)があります。

※サロンショッピングクレジット取扱いのご相談、ご紹介承ります。お気軽にご連絡ください。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。学会(JSE)は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き

入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-2878